

平成29年度

町立認定こども園(保育所型)
へき地保育園入園児追加募集

次の保育園において、平成29年4月からの入園児の追加募集を行います。入園基準や運営状況等の詳細については、町ホームページをご覧ください。下記までお問合せください。

なお、別海保育園については、0歳児（平成28年4月2日以降に生まれた生後6ヶ月以上の児童）の受付について追ってお知らせを予定しています。その他のクラスについては、定員に達しているため、現在のところ追加募集の予定はありません。

■対象となる保育園と入園児童

認定こども園	募集定員	入園対象児童	電話番号
上西春別保育園	若干名	平成29年4月2日現在で生後6ヶ月以上から就学前の児童。	77-2040
中春別へき地保育園 (平成29年度移行予定)		平成29年4月2日現在で満3歳以上から就学前の児童。 ただし、4月から11月までに3歳になる児童は、誕生月の翌月から入園可。	76-2030

※保育認定の申請には「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

へき地保育園	募集定員	入園対象児童	電話番号
上春別へき地保育園	若干名	平成29年4月2日現在で満3歳以上から就学前の児童。 ただし、4月から11月までに3歳になる児童は、誕生月の翌月から入園可。	75-6328
西春別へき地保育園			77-2344
上風連へき地保育園			75-7328
本別海へき地保育園			75-8120
豊原へき地保育園			76-2126

■受付期間

上西春別保育園、中春別へき地保育園 3月2日(木)から3月15日(木)まで

※定員に達しなかった場合は、上記期間を過ぎても受け付けます。

各へき地保育園 定員に達するまで随時受け付けます。

■申込書類交付場所及び提出場所、問合せ

福祉課こども・子育て担当（内線1331・1313）、別海保育園を除く各保育園

入園基準、保育園について <http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=4397>



「別海町介護保険事業計画等策定委員」
「別海町地域包括支援センター運営協議会委員」を募集します

町では、平成29年4月からの「第7期別海町介護保険事業計画」の策定に伴う「別海町高齢者保健福祉計画」の見直しに当たり、広く町民の意見を反映させることを目的として設置する、別海町介護保険事業計画策定委員と別海町地域包括支援センター運営協議会委員の一部を次のとおり公募します。

なお、策定委員は、協議会委員を兼ねています。詳細については、下記までお問合せください。

■委員の職務

策定委員会議、運営協議会に出席し、介護保険事業計画等の策定と地域包括支援センターの運営に当たり意見を述べていただきます。

■募集人数 4名以内

■応募要件

町内に居住する介護保険被保険者で、保健、医療、福祉に関心のある方。

ただし、次の方は除きます。

- (1)成年被後見人
- (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3)町議会議員、町職員

■任期 委嘱した日から平成32年3月31日まで

■応募方法

応募用紙に所定の事項を記入し、提出してください。

用紙は、役場介護支援課、各支所、各連絡事務所で配布およびホームページへ掲載しています。

■応募締切 3月21日(木)まで

■選考方法

町が設置する選考会議で決定し、結果は後日、本人に通知します。

■応募先、問合せ

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
別海町役場 福祉部 介護支援課 介護保険担当
(内線1315・1316)

平成29年
4月から

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります No.2

2月号に引き続き、今月号では「総合事業」の具体的なサービスの内容と料金についてお知らせします。

訪問介護員派遣事業

予防給付
(要支援1・2)

訪問介護
(ホームヘルプサービス)

町のサービス
(地域支援事業)

生活援助員
派遣事業

総合事業
(4月から)

訪問介護員派遣事業

在宅においてできにくくなった日常生活動作や家事等について、専門職員が助言や指導、支援を行うことで自立を促し、要介護状態への進行を予防します。

対象者	利用回数	基本料金	備考
事業対象者 要支援1 要支援2	週1回	1,343円/月	事業対象者と要支援1は週2回まで、要支援2は週3回まで 選択できます 。 原則1回あたり60分未満です。
	週2回	2,685円/月	
	週3回	4,259円/月	

はつらつデイサービス事業

予防給付
(要支援1・2)

通所介護
(デイサービス)

町のサービス
(地域支援事業)

閉じこもり
予防事業

総合事業
(4月から)

はつらつデイサービス事業

デイサービスセンター等において交流や入浴、食事の場を提供し、要介護状態への進行を予防します。

対象者	利用回数	基本料金	備考
事業対象者 要支援1	週1回	1,647円/月	事業対象者と要支援1は週1回、要支援2は週2回の料金となり 選択はできません 。
要支援2	週2回	3,377円/月	

※基本料金については、現在の介護予防サービスの利用者負担額と同様の設定としています。

※上記の料金は基本料金です。利用する事業所によって加算額に違いが生じます。

また、所得の多い方については基本料金が異なります。

※事業の利用を月途中から開始した場合や月途中で中止した場合、また、非課

税世帯の方については、減額料金を設定しています。

※はつらつデイサービス事業を利用する場合は、別途食事代が必要です。

相談・問合せ

地域包括支援センター
TEL 79-5500 (直通)

地域包括支援センターから

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45~受付 10:00~11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別ふれあいセンター
3月	9日(木)	14日(火)	21日(火)
4月	13日(木)	11日(火)	18日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

- 参加対象者**
- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
 - ③介護認定を受けていない方。
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■申込み・問合せ/TEL 79-5500 (直通) 役場1階福祉部内



別海町ごみ減量化大作戦!

リサイクル率30%の目標達成に向けて
ごみ減量・リサイクルを推進します

平成28年5月から分別区分を拡大した結果、町民の皆さんのご協力により、古繊維、紙製容器包装・雑がみのリサイクル量が増え、新たに木くずもリサイクルされています。別海町総合計画の目標である「平成30年度までのリサイクル率30%達成」まであと一歩です。

目標達成に向けて、平成29年4月からリサイクルルートが確立された新たな資源の分別収集を開始するとともに、一部ごみ出しルールを変更し、さらにリサイクルを推進します。大きな変更点は3点です。

変更点1 「キッチンの油・貝殻・調理くず」の分別収集をスタートします

平成29年4月からキッチンの「廃食用油」と「貝殻」を無料で分別収集します。また、将来的な生ごみのリサイクルに向けて「調理くず」の分別収集を開始し、試行期間として無料で収集します。

なお、「調理くず」は「生ごみ全般」ではありません。「調理時に不要となる野菜のくず、果物の皮・種、卵の殻」に限ります。調理後の残飯や魚類、肉類は対象外となります。食物以外の割り箸、アルミホイル、つまようじなども対象外です。ご家庭でのコンポスト容器の利用など、生ごみの堆肥化が可能な方は、自己処理願います。

【キッチンの油・貝殻・調理くずのごみ出しルール】

種類	分別の対象	分別の方法	収集日
廃食用油	家庭で不要となる「調理後の廃食用油」および「賞味期限が到達した廃食用油」	500mlのラベルをはがしたペットボトルに冷めた油を入れ、マジックで「油」とボトルに書いてごみステーションに出してください。	現行の「かん・びん・ペットボトル・きれいな古繊維・使えるくつ・かばん」の日に収集
貝殻	家庭の調理や屋外のバーベキュー後に不要となる「ホタテ、ホッキ、アサリ、シジミ、カキなどの貝殻くず」	中身の見える透明または半透明のビニール袋に入れ、マジックで「貝」と袋に書いてごみステーションに出してください。	
調理くず	調理時に取り除いて不要となる「野菜のくず、果物の皮・種、卵の殻」(煮る、焼く等の調理後の不要物や残飯、割り箸などの食物以外のごみは対象外)	中身の見える透明または半透明のポリ袋やビニール袋に入れて、ごみステーションに出してください。	

変更点2 分別対象の資源を追加します

- 「家庭の枝・木くず」に「雑草や落ち葉などの草花類、割り箸」を追加します。
- 「危険ごみ」に「水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計」を追加します。
- 「使えるくつ・かばん」に「帽子、ベルト、ヘアバンド、シュシュ、耳かけ、ネックレス、ブレスレットなどのアクセサリー類」を追加します。

詳しいルールは、4月以降配布する「ごみ出しルール」やホームページをご確認ください。

変更点3 一部のごみを「もえるごみ」から「もえないごみ」に変更します

「広報べつかい2月号」でお知らせしましたが、もえるごみに不燃物が混入されることで、年間300トンを超える不燃物が本町および近隣の最終処分場に埋立てされています。埋立地の延命化とリサイクルを推進するため、平成29年4月から、「もえないごみ」の対象品目を増やします。(指定の青い袋に入らないものは「粗大ごみ」です。)

次のごみは、「もえないごみ」となります。

- 「プラスチック製の容器包装」以外のプラスチック類 (CDやDVDのケース、歯ブラシ、タッパー、調理用のざる、ボウル、バケツ、ボールペン、三角定規、分度器、プラスチックのおもちゃなど)
- 「家庭の枝・木くず」以外の木類 (木のおもちゃ、木製の皿、まな板、しゃもじなど)
- 「使えるくつ・かばん」以外の皮革類、ゴム類 (ゴムホース、ゴム手袋、バレーや野球のボールなど)

昨年5月に続き、度重なる変更となりますが、リサイクルを推進し、ごみ処理の経費を抑えるため、分別収集のご理解とご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)

通院交通費を助成しています



町では、難病患者および重度心身障がい者等が、町内を除く道内の医療機関でその疾患の治療を受けるために要した通院交通費を助成しています。平成28年度後期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

- 対象者**
- ① 特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
 - ② 重度心身障がい者医療費受給認定者（後期高齢者医療加入者で課税世帯のため受給者証の交付がない方を含む）
 - ③ 上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）

- 助成対象期間** 申請月の1年前から
 (例) 平成29年3月に申請した場合は、平成28年3月の通院分から助成可能

- 助成額** 通院距離に応じて算出

■**申請に必要な書類**

- ① 申請書 ② 請求書 ③ 通院証明書
 - ④ 介護者を必要とする医師の証明書（該当の場合のみ）
- ※ 特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方は、受給者証のコピーも必要です。

- 申請期限** 3月24日(金)まで

■**申請書類配布、提出先**

役場町民課、各支所、各連絡事務所
 問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）



人権作文 コンテスト

第36回全国中学生人権作文コンテスト根室地区大会において、本町の中学生5名が入賞し、田村倭也さんの作品『「障害」と「命の優劣」』が北海道大会へ進み、奨励賞に輝きました。

また、別海中央中学校には、多年にわたる作文応募への功績が認められ、複数年連続で入賞し、優秀な成績を収めた学校に贈られる釧路地方法務局長・釧路人権擁護委員連合会長連名による感謝状が贈られました。受賞者は右記のとおりです。

【北海道大会 奨励賞

根室地区大会 優秀賞】

別海中央中 3年 田村 倭也

【根室地区大会 奨励賞】

別海中央中 3年 松田 風音

別海中央中 3年 佐藤圭一郎

中春別中 2年 森田麻里百

中春別中 1年 西牧 樹里

人権教室 開催

根室人権擁護委員協議会主催による「人権教室」が、1月26日に上西春別小学校の6年生と4年生を対象に開催されました。

人権に関するビデオ上映の後、感じたこと等を発表してもらいました。

相手を思いやる気持ちや、お互いを認め合う気持ちが家庭や学校で育まれています。



第11回 牛乳パッケージ イメージデザイン コンクール作品展

- 期間** 3月10日(金)まで
 - 場所** 役場1階ロビー
 - 主催** 別海町消費者協会
- 問合せ／町民生活担当（内線1213）



し尿と家庭廃水の くみ取りのお知らせ



4月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。4月にくみ取りが必要な方は、**3月20日**までにお申込みください。

また、4月から家庭廃水のくみ取りを再開します。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）